

議案第 3 2 号

専決処分の承認を求めることについて

狭山市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 2 4 年 4 月 1 9 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

地方税法等が改正され、施行期日の関係により、緊急に狭山市税条例を改正する必要が生じ、平成 2 4 年 3 月 3 1 日に狭山市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

狭山市税条例の一部を改正する条例

条例別紙のとおり

平成24年3月31日

狭山市長 仲 川 幸 成

狭山市税条例の一部を改正する条例

狭山市税条例（昭和30年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第54条第2項中「付属」を「附属」に改め、同条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に、「附則第19条の4第5項」を「附則第19条の4第3項」に改め、同条第7号中「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に、「附則第27条の2第5項」を「附則第27条の2第3項」に改める。

附則第11条の2の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成22年度分又は平成23年度分」を「平成25年度分又は平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地」を「平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は」を削り、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条の3第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を

「前項」に、「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を削る。

附則第 15 条第 1 項中「から第 6 項まで」を「から第 5 項まで」に、「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 24 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 18 条の 9 の 4 の次に次の 1 条を加える。

第 18 条の 9 の 5 法附則第 4 1 条第 1 5 項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第 4 1 条第 1 5 項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第 4 1 条第 1 5 項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第 4 1 条第 1 5 項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第 4 1 条第 1 5 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第 2 条第 1 項の博物館（次号及び第 5 号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第 1 号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第 18 条の 10 の次に次の 1 条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第 18 条の 10 の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係

る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第18条の11の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における

附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附則第19条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は」を削り、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第20条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第22条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

附則第23条中「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」を「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」に改める。

附則第23条の2の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）」を「平成24年改正法」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の狭山市税条例（以下「新条例」という。）附則第18条の11の規

定は、平成 2 4 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 3 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 2 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 改正前の狭山市税条例(以下「旧条例」という。)附則第 1 2 条第 2 項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第 4 項並びに第 1 3 条の 3 第 2 項及び第 4 項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成 2 4 年法律第 1 7 号。以下「平成 2 4 年改正法」という。)附則第 9 条第 1 項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成 2 4 年度分及び平成 2 5 年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第 1 2 条第 2 項	前項	附則第 1 2 条第 1 項
	平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの各年度分	平成 2 4 年度分及び平成 2 5 年度分
	1 0 分の 8	1 0 分の 9
旧条例附則第 1 2 条第 4 項	0 . 8	0 . 9
	平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの各年度分	平成 2 4 年度分及び平成 2 5 年度分
	第 1 項	附則第 1 2 条第 1 項
旧条例附則第 1 3 条の 3 第 2 項	前項	附則第 1 3 条の 3 第 1 項
	平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの各年度分	平成 2 4 年度分及び平成 2 5 年度分
	1 0 分の 8	1 0 分の 9
旧条例附則第 1 3 条の 3 第 4 項	0 . 8	0 . 9
	平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの各年度分	平成 2 4 年度分及び平成 2 5 年度分
	第 1 項	附則第 1 3 条の 3 第 1 項

3 平成 2 4 年改正法附則第 9 条第 1 項及び前項の場合における新条例の規定(固定資産税に関する部分に限る。)の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 1 4 条	又は附則第 1 3 条の 3	若しくは附則第 1 3 条の 3 又は狭山市税条例の一部を改正する条例(平成 2 4 年条例第 1 2 号。以下「平成 2 4 年改正条
-----------	----------------	--

		例」という。)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の狭山市税条例(以下「平成24年改正前の条例」という。)附則第12条第2項若しくは第4項若しくは第13条の3第2項若しくは第4項
	(附則第13条の3	(附則第13条の3又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第13条の3第2項若しくは第4項
附則第15条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第19条第2項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第4項並びに第22条第2項及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第19条第2項	前項	附則第19条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第19条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第19条第1項
旧条例附則第22条第2項	前項	附則第22条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第22条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平	平成24年度分及び平成25年度分

	成 2 3 年度までの各 年度分	
	第 1 項	附則第 2 2 条第 1 項

- 3 平成 2 4 年改正法附則第 9 条第 1 項及び前項の場合における新条例の規定（都市計画税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 1 1 条	から附則第 2 2 条まで	から附則第 2 2 条まで並びに狭山市税条例の一部を改正する条例（平成 2 4 年条例第 1 2 号。以下「平成 2 4 年改正条例」という。）附則第 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 2 4 年改正条例による改正前の狭山市税条例（以下「平成 2 4 年改正前の条例」という。）附則第 1 9 条第 2 項及び第 4 項並びに第 2 2 条第 2 項及び第 4 項
附則第 1 1 条 第 5 号	及び第 2 2 条	及び第 2 2 条並びに平成 2 4 年改正前の条例附則第 1 9 条第 4 項及び第 2 2 条第 4 項
附則第 1 1 条 第 7 号	附則第 2 2 条	附則第 2 2 条及び平成 2 4 年改正前の条例附則第 2 2 条第 4 項